

平成 21 年 2 月 10 日

厚生労働省 医薬食品局  
食品安全部 監視安全課  
輸入食品対策室 御中

平成 21 年度輸入食品監視指導計画（案）に対する意見について

（法人名）日本生活協同組合連合会  
（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

平成 20 年には、弊会が関係した冷凍餃子をめぐるとの問題や、中国産乳製品等へのメラミン混入問題など、輸入食品に関わる様々な問題が生じました。貴省におかれましては、これらの諸問題に対応するために、加工食品の残留農薬検査の対象拡大、人員体制の強化、輸出国での対策の推進など、輸入時における監視指導を強化しています。状況を鑑みた貴省の対応を評価いたします。

しかし、輸入食品に対する消費者の不安は拭いきれていません。水際において食品の安全性を確保し、行政・事業者・消費者が連携して食品の安全に関するリスクコミュニケーションに取り組むことの重要性が増していると考えます。また、冷凍餃子をめぐるとの問題が発生して以来、食品に意図的に異物を混入することをどのように防ぐかが大きな課題となっています。貴省におかれましては、この問題についても積極的にご対応いただきたいと考えています。

以上のことを踏まえ、平成 21 年度輸入食品監視指導計画（案）（以下「計画（案）」）について、意見を提出いたします。

**1. 製品として輸入される食品の検査状況について記載すること。また「検査強化食品分」とはどのような食品を指しているのか示すこと。**

**【別表第 1 について】**

序文に「加工食品について残留農薬検査の対象を拡大するなど」とあるように、貴省では製品として輸入される食品のモニタリング検査に取り組みられています。しかし別表第 1 には、製品として輸入される食品が食品群に明記されていません。製品として輸入される食品の監視指導体制を計画（案）において明確にしてください。

また、同表にある「検査強化食品分」とはどのような食品のことを指しているのか、注意書き等で示してください。

**2. 輸入食品に関わる情報収集を積極的に行い、注意喚起情報も提供すること**

中国産乳製品等へのメラミン混入問題や米国産ピーナッツ製品のサルモネラ食中毒問題のように、諸外国において問題が発生した食品が国内で流通し、商品を回収する事例が出ています。国際的に流通する食品安全に関わる情報収集を積極的に行い、問題が発生した場合は国民へ速やかに注意喚起を行うシステムが必要と考えます。

貴省では検査命令や回収についての情報を公表していますが、注意を促す情報は公表されていません。例えばEUでは「食品と飼料に関する迅速警報システム（RASFF）」により回収に関する通知（alert）以外に注意を促す通知（information）を公表し、注意喚起を行っています。検査命令や回収に至らない事例であっても、注意を促すための情報を公表することが必要と考えます。

### 3. 前年度計画との比較を記載すること。

輸入食品監視指導計画に基づく監視指導の実施状況は年度途中の中間報告と年度後に公表される監視指導結果において公表されていますが、計画（案）には前年度計画との対比表などの記載がありません。項目ごとに前年度計画との比較をまとめた表を掲載すれば、消費者にも分かりやすくなると思います。

### 4. リスクコミュニケーションを強化すること。

#### 【8 国民等への情報提供について】

#### (1) 輸入食品に関する消費者とのリスクコミュニケーションを強化すること。

モニタリング計画に基づき検査等が行われています。しかし、弊会が2008年6月に実施したインターネットアンケートによると「輸入食品を対象に、厚生労働省が検疫所でモニタリング検査を行っている」という問いに対して「知っている」と答えた人は約3割であり、消費者に対する輸入食品の管理体制の周知が不足していると考えます。これまでも意見交換会が開催されていますが、消費者の輸入食品に対する不安が拭えていないのが現状です。

輸入食品の管理に関する取り組みを適切に消費者に伝え、意見を聞いて、必要に応じて計画（案）を改善するなど、消費者とのリスクコミュニケーションを強化する必要があると考えます。例えば、昨年、行政と消費者団体が協力して農薬に関する意見交換会を開催し、消費者からの質問を事前に取り入れ、それに回答する形式でディスカッションがすすめられ、参加した消費者からも高い評価を得ました。このように、消費者団体と協力して内容や運営方法を改善し、消費者に分かりやすい説明を行うなどの工夫が必要だと考えます。

#### (2) 違反事例を公開する際には、特に報道関係者にむけて、安全性に関する情報を提供するよう努めること。

モニタリング検査等により法違反が判明した場合、貴省が公表した違反事例にもとづいて報道が行われます。しかし、数ある報道の中には、消費者の不安を煽るような内容のものがしばしば見られます。消費者が、報道をとおして正しい判断を行うことができるよう、違反事例を公表する際には、その結果が示す意味についてもあわせて説明を行い、食品の安全性について適切な報道が行われることが必要と考えます。

#### **5. 食品への意図的な異物混入を防ぐ観点からの取り組みを強化すること。**

モニタリング検査等によって、食品の規格基準違反等を発見することとあわせて、食品への意図的な異物・毒物混入を防ぐための取り組みを強化することが必要です。貴省におかれましては、食品への意図的な異物混入を防ぐための研究をすすめていただくとともに、その研究の経過・結果についてお知らせいただき、わが国における研究の進捗について周知をはかることが必要だと考えます。

以上